

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第2項の規定に基づく東山口狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く。）捕獲禁止区域の再指定に当たり、次のとおり計画書の縦覧を行うので公告する。

令和2年5月19日

静岡県知事 川勝平太

1 名称

東山口狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く。）捕獲禁止区域

2 区域

掛川市から御前崎市に至る市道掛川浜岡線にかかる橋梁山口橋を起点とし、同線を北西に進み、市道成滝本通り線との交点に至り、同地点より同線を北東に進み、国道1号線との交点に至り、同地点より同線を北東に進み、県道日坂八坂線との交点に至り、同地点より同線を北東に進み、掛川市と島田市との境界地点に至り、同地点より同境界を南西に進み、東名高速道路との交点に至り、同地点より東名高速道路に沿って北西に進み、市道旧南郷五百済線2号との交点に至り、同地点より同線を北西に進み、市道杉谷成滝線との交点に至り、同地点より同線を北進し、市道満水神代地川線との交点に至り、同地点より同線を東進し、市道田島3号線との交点に至り、同地点より同線を北進し、県道掛川浜岡線との交点に至り、同地点より同線を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

令和2年11月1日から令和5年10月31日まで

4 保護に関する指針の案

指定目的 この地区は、昭和43年4月1日から休猟区に設定され、昭和46年11月1日から鳥獣保護区に設定され、平成23年11月1日から狩猟鳥獣捕獲禁止区域に設定された。

区域内には住宅及び農地が散在し、大型レジャー施設など、自然を利用した施設も含まれる。また、旧東海道もこの地域を通り、小夜の中山など、自然と文化の両面を持ち合わせている地域であり、今後もウォーキングや自然散策などのため多くの人の出入りが見込まれることから、平成13年には3度目の期間更新がなされ、鳥獣の保護がされてきた。

しかし、当該地域ではイノシシによる農業被害が激増したことから、電気柵等に対する助成、有害捕獲の実施、地元農家の自衛を目的としたわな免許の取得等鳥獣被害対策に努力してきたが、なおも被害は増加している状況にあり、鳥獣保護区更新は困難な状況にあった。

このため、鳥類の生息環境の保護と農業被害防止を図るため、狩猟鳥獣捕獲禁止区域へ指定し、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画のとおり総合的に被害対策を実施し、野生生物との共生を図るため、平成23年から当地域を東山口狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く。）捕獲禁止区域とし、野生動物の頭数の適正化を図ってきた。その後、9年間で経過したが、イノシシの被害は未だ減少していないことから、当指定を更新し引き続き鳥類の生息環境の保護と農業被害防止を図ることとする。

5 縦覧場所

静岡県くらし・環境部環境局自然保護課及び静岡県中遠農林事務所森林整備課

6 縦覧期間

令和2年5月19日から令和2年6月1日まで（閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。）